

國學院大學學術情報リポジトリ

「建武式目」の評価をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長又, 高夫, Nagamata, Takao メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000694

「建武式目」の評価をめぐって

長又高夫

はじめに

「建武式目」とは、一般的に「一三三六年十一月七日立法の室町幕府の法令」と考えられている。しかし、本書の性格を考へる場合に、これを「室町幕府の法令」とみて良いのかという根本的な問題がある。文章が上意下達形式になっていない上、本書には明法家中原是円、真恵兄弟連署の跋文が存するのである（是円・真恵については、笠松宏至氏がその誤りを指摘するまで鎌倉幕府評定衆であった二階堂道昭とその弟と考えられて

きた）。しかも、立法主体であるはずの足利尊氏が征夷大將軍に任ぜられるのは、暦応元（一三三八）年八月であり、形式上、室町幕府はまだ存在していないという問題もある。

仮に法令であったとしても建武三（一三三六）年十一月七日に立法され、直ちに発布されたのかどうか、ということさえ実はさだかではない。建武三年十一月七日は本書を勘申した是円・真恵の跋文の日付に過ぎないのである。また、本書の奥書には「人衆」として是円・真恵を含め八名の名が追記されており、これらの人物が本書作成にどのように関わったのかという点も明らかではない。

さらに述べれば、「建武式目」という法典名でさえ、当初からのものであったのかどうかわからない。本書最古の写本は前田本であり、その外題には確かに「建武式目」と記されているが、前田本は寛正・文明期、即ち十五紀後半を遡らないものであり、それが原題であるのかどうか確証を得ないのである。だが、寛正四（一四六三）年の一条兼良奥書本を転写した、大永六（一五二六）年の仮名本（植木直一郎筆録の「桃華野人奥書本」）奥書にも「貞建之玉条」と記されているので、遅くともその頃までには、「建武式目」が通称となっていた可能性が高い（十六世紀中頃の三好氏の法度「新加制式」第二条にも「建武式目殊立于此一篇」と見えている³）。ただし、船橋枝賢奥書本の系統に属するとされている大東急文庫本（古梓堂文庫旧蔵本）の内題に「建武式条」と記されていることも看過できないように思われる⁴。

「建武式目」が、これまでの武家法とは異なるスタイルであったために評価が分かれてきた。そこでまずはこれまでの研究史を整理し、その問題点を明らかにした上で、本書の性格について考えてみたい。

一 研究史の整理

天文二十三（一五五四）年六月に清原業賢が家説を著したとされる「建武式目注」には、足利尊氏が天下の政道を行う始めであるので、まずは政務を執る場所を諮詢し、その上で天下の政務を問ひ質した、と記されている。「建武式目注」は「何ト善政ヲオコナハルベキゾナレバ、昔ノ憲法ニヨラズ、法度ヲ知リタル宿老評定衆公人以下に故実古法ヲ尋ネ求ラレテ、私ナキ、順路ノ政ヲ行ンナラバ、御成敗ニ不足アルマジキナリ」としている。そして、「政道之事」が十七箇条に集約された理由として「此時天下錯乱ノ時分也。民ガ安穩ニキヌホドニ万人ガウレヘアル也。非法トテ法度ノ外ナル御成敗ヲ停止セラレテ、万人ガウレヘラヤメラル御沙汰第一ノ肝要也。サルホドニ民ヲ安穩ニオカルベキ法度ハ此奥ノ十七ヶ条に大方注載セタルナリ」と説明する⁵。つまり、天下大乱にあたり、万民を安んずる為に、その他の成敗を止め、この十七箇条にまとめたというのである。これによれば当然、「建武式目」は発布法であったということになるが、第二項の「政道之事」十七箇条のみならず、第一項の「鎌倉如レ元可レ為ニ柳営歟、可レ為ニ他所ニ否事」も併せて発

布されていたかどうかは明言されていない。

「建武式目」は、幕府所在地について答申する第一項と、「政道の事」十七箇条について答申する第二項に分かれているが、どちらも意見書の様式である。現存する伝本すべてがこのスタイルになっていることから、明治期の法制史家である荻野由之や小中村清矩、池邊義象の諸氏は、立法・頒下されたものではなく、「意見封事」の如きものであると解した。荻野氏は「建武式目の弁」において、本書は二階堂道昭(是田)・真恵連署の意見書であり、巻末に「人衆」として挙げられているその他六名も、尊氏に意見書を提出していた人々であると指摘した。「建武式目」という法典名も後に付されたもので、室町期に「御成敗式目」の追加法(室町幕府立法の式目条々、「建武以来追加」と呼ばれる)を集録する際に、本書を「便宜にその巻首に加へ」た為に「建武式目条々」と題されたか、あるいは、抽出単行せしむる際に法典名として書き加えられたものではないかと推測した。

しかし、それに対し、小宮山綏介・栗田寛・宮崎道三郎、三浦周行の諸氏は、発布施行説を説いた。小宮山氏以下は、本書を尊氏からの諮詢に答えた「答問書」(小宮山氏)、「意見書案」(宮崎氏)、「文案」(三浦氏)に過ぎないとしながらも、尊氏

にそのまま採用され、発布施行されたと解したのである。「十七条憲法」に準えて十七条に整序されている点、博学で知られる一条兼良が本書を「建武の御法」と呼んでいること(文明十二年の「樵談治要」において)などを根拠に、本書のままに法律として施行されたと理解したのである。荻野氏も「建武式目弁補正」において、小宮山・栗田氏の両説を引き、発布施行説を是としている。

ところが、大正期に入ると、非発布説が主流となる。中田薫・田中義成、瀧川政次郎、石井良助氏等はいずれも意見書に過ぎないと評価した。そのなかで、牧健二氏は、発布説を主張した。牧氏も小宮山氏等と同様に、尊氏が「十七箇条の答問書を嘉納し、之を其儘幕吏に下して行はしめた」と考えたのである。⁽⁹⁾

戦後に至り、日本中世史学を牽引した佐藤進一氏は、『中世法制史料集^{第9巻}新編^{第9巻}新法』の解題において、発布施行説を主張した。佐藤氏は、「建武式目」の名称が、立法当初に確認出来なくとも、遅くとも寛正・文明の頃までには本書を「御成敗式目」と並ぶ制定法とみる考がある程度成立していたことをまず指摘した上で、本法が立法されたのは、後醍醐から光明への神器の授受がなされ、幕府の再開が既定の事実となった時点でのことであるので、幕府所在地の決定と公表は、尊氏にとって喫緊の課題で

あり、「従って、この幕府本拠の件と施政要綱の件との二點に
しほって尊氏の諮問が行われたことは、幕府の再開と政策の要
綱を將士に宣示するという政治的意図より出でたものものと見
るべく、かかる諮問に対する答申は、もしそれが採擇されたな
らば、必ずやその趣旨は公表されたに相違ない」と断じられた
のである。¹⁰⁾

諮詢方法についても佐藤氏は次の如く、独自の見解を示した。
萩野由之氏は、卷末に「人衆」として列举されている八名に個
別に諮詢され、個々に意見が上申されたと解したので、佐
藤氏は、「尊氏の諮問に対しては、八名それぞれに答申したの
ではなく、是圓・真恵が中心となつて制作に當り、他の人々は
それぞれの出身によって規定される能力をもつて參畫したもの
と解せられる」と主張したのである。佐藤氏はこれまでの先学
と同様に、是圓・真恵を鎌倉幕府評定衆であつた二階堂道昭と
推定したために、諮問に應ずるに最もふさわしい資格をもつた
は、「幕府の政治、法制、故実に達した」「是圓・真恵以外には
ない」と考えられたのである。「人衆」として名を連ねる前民
部卿藤原藤範、僧玄恵は「幕府政治の局外者」であつたし、「明
石民部大夫」「大田七郎左衛門尉」「布施彦三郎入道」等も、鎌
倉幕府の奉行人クラスの者達に過ぎないことから、是圓・真恵

以外のメンバーは、直接、意見状を徵召されていたわけではな
いと考えたのである。

佐藤氏は本書公表の具体的な方法についても言及し、「答申
の趣旨内容をもちこんだ法令を制定して公布するのが常識的に
は當然の方式と考えられるであろうけれど、かかる方式に據ら
ず、答申書をそのままの形で公布するという方式がとられたと
見ることも十分可能である」として、牧健二説と同じく「建武
式目」は後者の方法で公表されたものと解したのである。佐藤
氏は、意見状の形式をとる弘安七（一二八四）年五月二十日付
の三十八個条「新御式目」（追加法例く58条）を制定法として
評価し、「建武式目」の先蹤としたのである。

室町幕府は、前代鎌倉幕府の「御成敗式目」を以て自らの基
本法と見なし、「建武式目」に引き続き発布する法令を、「御成
敗式目」を追加補充するという意味で「追加」と呼んだが、「追
加」集（建武以来追加）が編集される際には、例外なく「建武
式目」が除外されていることを佐藤氏は指摘した。その説明と
して佐藤氏は、「御成敗式目」が室町幕府にも継承される裁判
規範であつたのに対し、「建武式目」は「幕府開設に當つての
政綱であつて、極めて抽象的訓戒的なものと、極めて個別的政
治的なもの（いわゆる時務策）とから成つており」、裁判規範

でなかったことが、その理由であると述べた。

その後、昭和四十（一九六五）年に「建武式目について」という論文を著した水戸部正男氏は、十七箇条の内容を詳細に検討した上で、「各条の事書、本文を通じ、大半は武家新制の系統に属する法であったということができる。うち五箇条だけは、前代の法と関係ないといえるが、それらは南北朝時代の特異な社会相を背景に生まれた条文と見なければならぬ」と結論づけた。そして、全十七箇条を通じ、いずれも「即時代性と喫緊性を有した点で、当然直ちに施行されるべきものであった」と指摘した。水戸部氏も、佐藤説と同じく「答申の形のまま、に法として施行されていたことを推定」したのであった。水戸部氏は、一条兼良が文明十二年（一四八〇）七月に著した「樵談治要」（時の將軍足利義尚の要請にこたえ政治の要諦をまとめ提出した意見書）のなかで、「建武式目」を三箇所（第三―第五項目）にわたり引用していることを紹介し、なかには第三項「諸国の守護たる人廉直を先とすべき事」の如く、「建武式目」第七条の後半部分をそのまま引用している事例も確認できるとして、答申の形のままに法として施行されていたことの証左とした。

昭和四十七（一九七二）年に『中世政治社会思想上』所載の

「建武式目」の解説を著した笠松宏至氏は、基本的に佐藤説を踏襲した。しかし、これまで公布の有無が論点となってきたことに対して、笠松氏は消極的な評価を下している。「一般の幕府法は幕府機構内部の伝達にとどまるのを普通とし、秘密法ではないが積極的に公布されるものでもなかつたのであるから、発布法であるか否かを論ずることはさして重要な意味をもたない」と述べられたのである。「特に本法のような、具体的な内容をもつ法が公布の手続きをとられることは、元来あり得ないことに属するといえよう」（傍点長又）と指摘した。また当時の社会では、檢非違使庁の諸官評定文、院文殿の勘文、引付勘録の如く、勘文がそのまま上部の最終決定を拘束するようになっていたのであるから、勘文がそのまま立法化されたとして不自然ではないと考えたのである。¹⁶⁾

笠松氏はその後、昭和四十七（一九七二）年の暮れに開催された討論会（建武政権・室町幕府の評価―建武式目をめぐって―）において基調報告を行った。そのなかで、笠松氏は、後半部「政道之事」の条文内容を分類し解説した上で、前半部と後半部との関係について次のように指摘した。即ち、尊氏派と直義派が政治構想をめぐり対立を見せており、そのことが、「建武式目」の構成に反映しているという。前半部において幕

府の所在地を諮問したのも、足利氏内部に意見の対立なり分裂があったからに違いないというのである。尊氏派の京都幕府設置論を飲むかわりに（対する直義派は鎌倉設置論を主張したという）、直義派の主張する政務方法を受け入れることを要請したのが「建武式目」だと笠松氏は主張する。即ち、後半部は、尊氏派の提唱したものではなく、秩序を重んずる直義派の提唱する政務方針が列挙されているという。そのように考えれば、後半部を導き出すために、前半部は必要であって、前半部と後半部は「一つの文章として切り離すことができない論理的な連関をもっている」と解することが可能だということである。

前半部の文章は、まず第一に「移徙容易ナラザルカ」という鎌倉説を打ち出すように見せておきながら、大事なのは居所ではなく、善政を行うことであるとし、鎌倉から「移徙」するかどうかは「衆人之情」に従うべしと記されている。笠松氏は、前半部も勘文であるならば、「上意たるべし」といった文章で締めくくられるべきであるのに、「衆人ノ情ニ随フベシ」といった特異な表現が使われているのは、これが譲歩した直義側からの条件の提示であったからであると氏は説明する。確定された上意を下に伝えるといった通常の立法形式では、そのような内容をもちこむことが出来なかつたので、「かなり自由な意見の

発表形式である勘文」¹⁹⁾が用いられたというのである。

笠松氏は、当該期に足利政権の首脳陣の間に、政務の運営をめぐり「意見の分裂ないし対立」があったためにかくの如き諮問が為されたのであり、もしそのような事がなければ、「こういう諮問が行われることはありえない」とまで言及している。²⁰⁾

勘文の勘進者として、「足利一族とか評定衆クラスの有力な幕府部内者を除外して」、「建武政権的な亡霊的な一種の寄せ集めのメンバー」を諮問者として選んだ²¹⁾のは、かくなる事情があったと言う。

しかし、笠松説が成り立つ為には、前半部、後半部ともに、この勘文の形式のままで、セットとして立法されていることを証明する必要がある。また、右の笠松説は建武三（一三三六）年八月段階において、政務方針をめぐり、尊氏・直義間に対立があったことを前提としなければならないが、そのことを積極的に裏付ける史料も示されていない。また、何よりも、笠松説の如く、本法立法の歴史の意味を、武家内部の主導権争いの問題に矮小化してしまつて良いのかという疑問が生ずる。

勘申者について笠松氏は、「建武政権的な亡霊的な一種の寄せ集めのメンバー」であつたと評している。「寄せ集めのメンバー」という表現から、笠松氏も、佐藤氏と同じく、人衆

八名の合議を経て、この勘文が作成されていると考えているようである。しかも、人衆八名は、純粹な直義党であり、彼等は直義の見解を代弁していたと想定している。しかし、「人衆」が果たして、「建武政権的な亡霊的な」直義与党であるのかどうかも検討する余地がある。

笠松氏のもっとも大きな功績は、「是円、真恵」が二階堂是円兄弟ではなく、明法家中原是円（俗名章賢）・真恵兄弟（父は中原章継、兄に中原章任がいる）であったことを明らかにした点にある。^{②③}つまり、本書は鎌倉幕府評定衆による回答ではなく、公家法曹による回答であることが明確となったのである。今江廣道氏も指摘するように、^④本書が公家法曹により作成されたものであるならば、この勘文成立のプロセスも再考しなければならぬはずであるが、いまだその点について論及した研究はないようである。

以上、「建武式目」の性格を論じた主たる研究を紹介し、その論点を示した。次節では、本書の内容や形式から、その性格に迫ってみたい。

二 内容と構成

本書は、「鎌倉元ノ如ク柳営タルベキカ、他所タルベキヤ否ヤノ事」と「政道ノ事」の二項から成っている（「建武式目」を引用する際にはいずれも『中世法制史料集^{第一第二卷}第二卷」によった）。

第一項は、明快な回答になっていないが、十七箇条からなる第二項は、自序のほか自跋もあり、一箇条ずつ事書を記した上で、簡潔に論旨が示されている。

第一項は、幕府を前代の如く鎌倉に置くか、あるいは他所に遷移すべきか、という諮詢に対する回答であり、第二項は、「政道治否」についての諮詢に対する回答になっている。つまり本書は、二つの諮詢に対する回答で構成されている。

公家法曹である中原是円、真恵に対し、諮詢したのは、持明院統の光厳に院政を行わせ、光明を踐祚させるとともに、十月十日に先帝後醍醐を花山院に軟禁した足利尊氏しか考えられない。

中原是円・真恵兄弟がどのような目的をもって勘申したかについては第二項の序と跋から窺い知ることが出来る。自序にはまず、「政道ノ事、右、時ヲ量リ制ヲ設ク。和漢ノ間、ナンノ

法ヲ用ヒラルベキカ、マツ武家全盛ノ跡ヲ逐ヒ、モットモ善政ヲホドコサルベキカ」(長又読み下し、以下同じ。)と記されている。つまり、武家全盛の跡を踏襲するような善政を行うために、和漢古今の法を紐解き、制を設けるべしというのである。そして、現政権には武家全盛の故実を訪うべき「宿老・評定衆・公人」等が揃っているから、その事を論ずるのに何の問題もないとも記されている。「武家全盛ノ跡ヲ逐ヒ」とは自跋の「近クハ義時・泰時父子ノ行状ヲモツテ、近代ノ師トナス」に対応するもので、承久の乱以降の武家政治を範とするということである。そして、今最も必要なことは、勘申にもとづき、万人を安んずる為の徳政(その最要十七箇条)を明らかにし、速やかに「御沙汰」することであると述べられている。

序と跋の詳細な検討は後述することとして、まずは、第二項の「最要」十七箇条の内容から検討を加える。本書全体の構成を示されたのは笠松宏至氏であるので、まずは氏の分類を見よう⁽²³⁾。笠松氏は、「一般の幕府法に比べはるかに観念的・道徳的」で「具体性の希薄な内容」となっているため、「御成敗式目と違って条文の排列自体からいろいろな意味を導き出すことはできない」としながらも、十七箇条を次のように分類した⁽²⁴⁾。

A 儉約令や幕府営中の規律に関する諸法(將軍に対する

規制法) 一、二、八、一四條

*鎌倉以来の伝統からみれば、公武の新制に淵源をもつような法令

B 治安の回復、空地の本主返付、邸宅の復旧、さらに無

尽銭・土倉の保護など、京都市中を対象にした諸法
三、六條

C 守護の職務内容を、上古の国司に匹敵する地方行政官

的なものに位置づけた法令 七條

D 寺社の宗教的特権を否認し、逆に一般庶民の訴えを重

視しなければならないとする裁判の振興諸法 一五、
一七條

笠松氏は、十七箇条中の九箇条が、「儉約令や幕府営中の規律に関する諸法」、すなわち、「將軍に対する一種の規制法」になっているという。また、これらの諸法は「鎌倉以来の伝統から言えば公武の新制に淵源をもつような法令」であったとも評価されている。次に、「京都市中を対象にした諸法」が四箇条、「裁判の振興諸法」が三箇条、守護に関する一箇条で構成されているという。

しかし、私は、本書第二項「政道之事」の構成を次のように大まかに分類することが可能ではないかと考えている。

- イ 過差禁制 一条
 - 口 群飲・博戯の禁 二条
 - ハ 膝下法（京） 三〜六条
 - 二 政李の指針 七〜一四条
 - ホ 雑訴興行法 一五〜一七条
- 以下概略を述べると、イの「過差禁制」や口の「群飲・博戯の禁」は、公武の新制として鎌倉時代より繰り返し禁じられてきたものである。ハの「膝下法」は、これも公武の新制に散見するものであるが（公家新制の場合は京、関東新制の場合は京と鎌倉を対象とする）、当時は、戦時下で荒廃した京都の復興が最優先課題となっていただけに、特別な意味があったはずである。そして半数を占める、二の「政李の指針」こそ、本書第二項「政道之事」の中核であった。そこには、器用の者の選任（第七・九・一二条）、口入の禁止（第八条）、収賄の禁止（第一〇条）、贈答の禁止（第一条）、君臣相互の礼節の尊重（第一三条）、廉義者の優賞（第一四條）等が挙げられている。笠松氏は、これらの内容を「幕府當中の規律に関する諸法」即ち「將軍に対する規制法」と評価するが、ここでは公務に携わる者の心懸けや人事の原則等が述べられており、將軍個人に限定した規制法と見る必要はない。

ただし、笠松氏が、Aについて「鎌倉以来の伝統からみれば、公武の新制に淵源をもつような法令」であると解した点は卓見であり、従うべきものである。

なお、ホの「雑訴興行法」も、鎌倉期の公武新制の主要な柱となっていたことを確認しておく必要がある。

たとえば、延応二（一二四〇）年二月に、徳政実施のために「儉約」のみならず「任官」「加爵」「諸訴」についても宣下すべきことを指摘した民部卿平経高は、寛元三（一二四五）年二月十日に開催された、新制を撰定するための議定の席でも次のように主張している。即ち、既に代々の封書意見にて上奏されてきたことであるので改めて奏上する必要もないが、最も肝要なことは、「授官之道」と「決訴之法」を明らかにすることであるという、経高は「授官之道」「官爵之道」について説明を加え、前者は「公器の者」を積極的に登用する道であり、後者は権幸により妨げられるものであるとする。また「訴訟之法」についても、権力者よりの口入を許さぬことが大事であると説明する。²⁸⁾

本書第二項「政道之事」十七箇条で勘申されていた内容は、経高の言う「儉約事」「授官之道」「決訴之法」に関わるものが多く、やはり新制との関係を考えるべきであろう。

笠松氏より前に、本書と武家新制との繋がりに留意していたのは水戸部氏であった。水戸部氏は、既に本書の「大半は武家新制の系統に属する法」であると評価していた。ただし、五、六、一二、一三、一六条の五箇条は、「前代の法と関係ない」もので、「南北朝時代の特殊な社会相を背景に生まれた条文」であるとも評価していた⁽²⁰⁾。そこで、この五箇条が、水戸部氏が指摘される如く、前代の法(新制)とは関係のない、異質な内容となっているのかどうか確認しておこう。

本書の中でも第五条は、非常に重要な意味をもつ一条であるので、まずは第五条「京中空地可被返本主事」から検討してみよう。第五条は、戦乱を経て空地となっている土地を本主に返還すべきことを主張する。これは、本領安堵に疑念を抱く京都住民に対して、足利政権としての方針を明確に打ち出し、安心させることを提言したものである。「今度山上ノ臨幸扈従ノ人々、上下ヲ論ゼズ、虚実イイハズ、大略没収セラル」という巷説が流布している現状を示し、賊盜律4謀叛条に従って、「協同」と「駆率」の違いを示し、後醍醐の比叡山臨幸に駆率された者達の罪を問うべきではないとする。承久の乱の際に、京方と同者の所領を尽く没収してきた鎌倉幕府の方針を踏襲すべきではないというのである。「今度山上扈従之人」には、公卿や

武士のみならず、「衛府諸司、外記、史、官人、北面、有官、無官の滝口、諸家の侍、官僧、官女、医陰(医道と陰陽道)両道」の者までいたという(『太平記』卷一六「聖主又臨幸山門」)。したがって、彼等の処遇によっては、光厳院政に大きな影を落としかねない重要問題であり、公家法曹としては当然の提案であった。

水戸部氏は、本条と前条四条「可_レ被_レ止_二私宅点定_一事」との関係について言及していないが、第四条は、私宅の「点定(強制収容)を禁ぜよ」というもので、屋敷地の安堵、返還を求めた第五条と一連のものと考えた方が良い。

つづく第六条「可_レ被_レ興_二行無_レ尽_一土倉事」は、京市中の諸人を安堵させる為に、貸付を行う土倉を興行すべし、とする。後醍醐政権下において土倉は、莫大な営業税を課され、さらに土倉への狼藉を禁じなかつた為に、業務が断絶してしまい、その為に、貴賤を問わず金銭の工面に困っている現状が示されている。笠松宏至氏は、土倉を保護することにより、朝廷や山門の土倉に対する支配力を弱めることに狙いがあったというが、こゝは文面通り、居宅を安堵した上で、貴賤の経済活動をもとに戻すために、土倉の営業再開を図つたと解するべきであろう。したがって、三、六条は、前述せる通り、新制の一類型たる膝

下法に属する法令と評価できよう。

水戸部氏は、第一二条「可_レ被_レ選_二近習者_一事」ならびに第一三条「可_レ專_二礼節_一事」も「前代の法と関係なし」とされるが、如何なるものだろうか。第一二条については、足利將軍の「近習者のあるべき型」が示されているために新法と考えたのかもしれない。だが、本文冒頭に「荀子」「性悪篇」所引の古伝（「不_レ知其子_一、觀_二其友_一。不_レ知其君_一、觀_二其左右_一」、あるいは、「史記」「田淑列伝」所引の楮水孫の補伝の趣意文（「不_レ知其君_一、見_二其臣_一、不_レ知其人_一、見_二其友_一」）を載せた上で、「十七条憲法」首条や同七条を踏まえた文章がそれに続いている様に、決して目新しいものではない。主君に影響力をもつ近習の選任には特に慎重であるべきことが強調されている。勿論、建武政権下において、「卿士、官女、僧侶」といった益無き「寓直の輩」が、天皇近習として暗躍し、失政を招いた悪しき先例を教訓とするものであったと思われる³²。しかし、家臣に人を得ないと、「党類ヲ結び、互ニ毀譽ヲ成ス。鬪乱ノ基、何事カコレニシカン。漢家本朝コノ儀多シ」と表現されているのを見ると、直近の失政を批判するための提言というよりは、本書に通ずる普遍的な主張の一貫と考えた方が良いでしょう。能る。すなわち、重要な政務に携わる者を選任する際には、能

力の可否を考え、器用の者を精選せよというのが、中原是円の一貫した主張であったと思われるのである、第七條の「守護」や第九條の「公人」、第一二條の「近習」といった様に、それぞれ役職ごとに項を改めて論じている。

第一三條についてはどうであろうか。水戸部氏は本条を「君と臣の禮をい、上下の分際を守ることを強調していることは、爲政者として下剋上の風潮に對處する考えに出た」ものと評している³³。「二條河原落書」にも揶揄されるような当時の下剋上の風潮に対し、批判を加えたものだというのである。近年、兵藤裕己氏も「君二君礼アルベシ」に着目され、「これが初期足利政権のきわめてアクチャルな問題意識を反映していた」と指摘する³⁴。

しかし、『論語』「八佾第三」「顔淵第一二」や『貞觀政要』卷一七「誠信」にも「君礼」の重要性が説かれているように、決して特異な表現であったわけではなく、これも一般論と捉えた方が良いのではないだろうか。もちろん、公家社会の秩序を破壊し、政治改革を断行した後醍醐に対する批判の意味があることについては否定しないが、ここでは、第七條以下において列挙されている、善政の指針の一つとして、君臣間の礼節尊重が挙げられていると解すべきであろう。また「廉義ノ名譽アラ

バ、コトニ優賞アルベシ」とする第一四条も、一連のものとして考えるべきである。

第一六条についても、水戸部氏は「寺社の訴えに対する慎重な取扱い」について述べたもので、両朝対立という特殊事情を踏まえているとする³⁵⁾。もちろん氏の指摘せる如く、時宜にもとづいた内容になってはいるけれども、条文構成からみれば第一五から第一七条は、雑訴の興行を訴えたものとしてまとめられていると解するのが穏当だろう。以上の事からも、水戸部氏が指摘された五箇条についても、やはり「公武新制に淵源をもつもの」と解して良さそうである。

水戸部氏も指摘する通り、全十七箇条を通じ、いずれも即時代性と喫緊性を有しているのであって、速やかに実行し、「万人ノ愁」を除くのが目的であった。したがって、十七箇条すべてが時宜を勘案した政策提言であった。それは、水戸部氏が「武家新制の系統に属する」とした、第一〜四条、第七〜十一条、第一四、第一五条、第一七条についても同様である。たとえば、衣服の禁制を求めた第一条「可_レ被_レ行_二儉約_一事」は、従来から公武の新制において繰り返し禁じられてきたものであるが、本文冒頭に「近日婆娑羅と号して、専ら過差を好み」とある様に、本条は、当該特有の「婆娑羅」という社会現象に対する提言

であった³⁶⁾。

第二条「可_レ被_レ制_二群飲佚遊_一事」も然りである。本文冒頭にこれまでも「格条」で厳しく禁じてきたと記されているので、単なる旧格の踏襲であるように見えるが、その主たる取締りの対象は、茶寄合（闘茶）や連歌会で行われる賭博であった。茶寄合や連歌会は、鎌倉末期以降流行を見せ、都でも社会問題になっており、その禁制を求めたものであった³⁷⁾。延元三（一三三八）年五月に後醍醐に対して、諫言を奏した北畠顕家が、「遊幸」と「宴飲」を「乱国の基」として戒めたことは著明である（顕家は「宴飲ハ鳩毒ナリ。故ニ先聖コレヲ禁ジ、古典コレヲ誡ム」とも述べている³⁸⁾）。

つづく第三条「可_レ被_レ鎮_二狼藉_一事」は、撫民のために、都の治安維持を要請したものであった。本条には当時京都において「昼打入、夜強盜、所々ノ屠殺、辻々ノ引剝」が横行していたことが記されているが、これも戦乱が止まず、白昼でも狼藉が繰り返され「叫喚サラニ断絶ナシ」という当時の都の状況を描写したもので、特殊な状況下での問題であった。また、第七条も守護が国務を担うようになっていた状況を前提とするものであったし、第八条も、人に阿ることや讒言が日常的となり、権門貴族や女官、禪僧が政治に口出しをする建武政権下の弊害を念頭

に置いたものであつたはずである。

水戸部氏が全十七箇条すべてが「即時代性と喫緊性を有し」ているとしながらも、敢えて「武家新制の系統に属する法」と「南北朝時代の特殊な社会相に生まれた条文」とに二分したのは、本書が「極めて抽象的訓戒的なもの」と「極めて個別的政治的なもの（時務作）」とで構成されているとする佐藤説を受けての発想であつたのではないだろうか。しかし、如上のように、いずれの条文もけつして「抽象的」（佐藤・笠松説）なものではなく、「即時代性と喫緊性を有」する時務策として勘申されていると評価できよう。

三 本書の性格

それでは、中原是円・真恵が如何なる目的で時務策を勘申したのか、という点について、自序と自跋から詳しく考察してみたい。

著作目的が直截に語られているのは、跋文の冒頭部分であるので、次に掲げる。

以前十七箇条大概如此。是円雖受李曹之余胤、已為草野之庸愚、忝蒙政道治否之諮詢、撫和漢古今之訓

謨也。

自分は出家した能力の乏しい公家法曹ではあるけれども、忝くも政道治否について、尊氏から諮詢されたので、和漢古今の例（教え）を勘案しながら十七箇条を案出した、と中原是円は述べている。右の「和漢古今ノ訓謨ヲ撫フ」は、自序の「時ヲ量リ、制ヲ設ク、和漢ノ間、ナンノ法ヲ用ヒラルベキカ」に対応する部分である。その「時ヲ量リ、制ヲ設ク」とは、弘仁格式序の「律ハ懲罰ヲ以テ宗トス、令ハ勸誡ヲ以テ本トス、格ハ則チ、時ヲ量リテ、制ヲ立ツ、式ハ則チ闕ヲ補ヒ、遺ヲ拾フ」より来ている。⁽³⁹⁾すなわち、時宜を詮量して法を定める格のことを述べたものである。弘仁格式序には、格典の編纂方法について「上ハ勸旨ニ遵ヒ、下ハ時宜ヲ考へ、官府ノ故事ヲ採リ、諸曹ノ遺例ヲ撫ヒ、今古ヲ商略シ、用捨ヲ審察シ、類ヲ以テ相従ヒ、諸司ニ分隸シ、ソレ時ニ随ヒ宜シキヲ制ス」と記されている。つまり、時宜を考えた上で、官府・諸曹の故事遺例を撫い取り、今古の違いを踏まえ、採用の可否を考え、内容によって分類し、諸司ごとに分けて、適切なものを制定するのが格典であった。また貞観格序にも、弘仁格の施行について「コレスナハチ公卿百官詔ヲ奉リテ、旧史ノ凡要ヲ簡ビ、新制ノ大綱ヲ抄シ、民意ヲ推シ、規ヲ分ケ、時宜ヲ量リテ範ヲ立ツ」と記して

いる。⁽⁴⁰⁾つまり跋文の「和漢古今ノ訓謨ヲ摭フ」(序文の「和漢之間、可被用何法乎」も同意)とは、「時ヲ量リ制ヲ設ケル」格の撰定方法について述べたものだったと解せよう。すなわち、「万人ノ愁ヲ休ムル」ため、あるいは「万人帰仰ノ政道ヲ施ス」ための格を立法するために中原是円は勘申したのであった。

衆知の如く、十世紀半ばまで、既存の法を補足・修正する意味で発せられた単行法令類は「格」と称されてきたが、それ以降は、格の語を用いず、新しき法、新しき制といった意味で「新制」と称されるようになっていた。⁽⁴¹⁾つまり、明法家中原是円は尊氏の諮詢を受けて、新制の案を勘申していたのであった。

足利尊氏は政治の得失について中原是円に意見を求めたのであるが、これは徳政意見を徵召する公武の伝統によったものと思われる。鎌倉期の朝廷では、政治を刷新する手段(つまり徳政の手段)として、天皇や上皇が「公卿以下諸道の博士」「有職元老之輩」「通世者」から徳政意見(意見封事)を徵召し、公卿に議定させ、時宜にかなった立法を行わせた。⁽⁴²⁾これが度重なる新制の公布に繋がったのである。一方武家も延応二(一二四〇)年以降、独自に関東新制を公布するようになっていた。⁽⁴³⁾武家の場合も鎌倉殿や執権が徳政を標榜したために、評定衆や担当奉行、時に担当機関(政所、侍所等)から意見状

を徵召し、評議を経て、新制を制定した。⁽⁴⁴⁾しかし、公武で連絡をとりあつて新制を公布したので、公武の新制の内容は、自ずと類似するものとなつていった。たとえば、関東新制の集大成ともいふべき弘長元(一二六一)年二月二三日関東新制六十一箇条の条文構成をみると、神事関係、仏寺関係、訴訟関係、検約関係、検断関係、賦役関係、風俗取締関係(群飲の禁を含む)、任官関係、膝下法(京・鎌倉)からなつており、篇目的にも公家新制と通ずる所が多かつたのである。⁽⁴⁵⁾

さて本書にもどり、その性格を考えてみよう。本書第二項には法家中原是円・真患による徳政意見(意見封事)十七箇条が記されている。第二項序文に「マツ武家全盛ノ跡ヲ遂ヒ、モツトモ善政ヲ施サルベキカ。シカラバ宿老、評定衆、公人等濟々タリ。故実ヲ訪ハンニ於テ何ノ不足アルベキカ」と記されているように、是円は自分達のみならず、「宿老、評定衆、公人等」にも徳政の故実を問うべしと尊氏に上申している。「宿老、評定衆、公人」等は、まさに武家新制の制定時に諮詢を受けてきた人々であつた。実際のところ、尊氏が、法家中原是円兄弟の他、誰に対し下問したのか不明であるが、萩野由之氏が、指摘せる如く、本書奥書に記された「人衆」八名が、徳政意見の提出者であつたと考えるのが穏当である。本書の如き意見状がそ

れぞれ別個に提出されたはずである。

佐藤進一、笠松宏至氏は、人衆八名の意見を集約し、本書にとりまとめたのが、是円兄弟だと考えたが、これらの説は失当と言わざるをえない。本書が是円単独の意見書であることは、「草野ノ庸愚」の説だとする自跋を読めば明らかとなる。人衆

八名全員が関与したとするならば、なぜ他六名の署名がないのかという疑問も当然生じよう。また、今江廣道氏が指摘せるように、「人衆」筆頭の藤原藤範は、民部卿、式部大輔、文書博士等を歴任する堂上公家なのであり、如何に中原是円・真恵に学殖があるうとも、地下の家柄である彼等が、たとえ乱世とはいえ、堂上の公家を差しおき、答申書を取り纏めるといったようなことはあり得ない⁽⁴⁶⁾。

意見状を進めた八名は、前民部卿藤原藤範、中原是円・真恵兄弟、僧玄慧、太宰少武藤頼尚、明石民部大夫行蓮、大田七郎左衛門尉、布施彦三郎入道乗である。公家方三人、僧一人、武家方四人となっている。その中の一人天台僧玄慧は、後醍醐からも信任が厚く、後に直義のブレーンとなった人物であり、「太平記」の校閲・改訂にも携わったとされている。

中原是円、中原真恵、明石行蓮、大田七郎左衛門尉、布施道乗の五人は、建武政権下においても雑訴決断所（所務沙汰訴訟

機関）の職員に抜擢されるような実務吏僚であった⁽⁴⁷⁾。かくの如く、尊氏が、公家・武家、宗教界の有識者に対し、徳政意見を諮詢したのは、やはり公武融和の政権を樹立せんことを内外に示すためであったと思われるのである。

公家法曹にまで幕府の設置先を諮詢したのも、尊氏の政治姿勢を示す意味があったと考えられる。この諮詢に対し、中原是円は「諸人モシ遷移セント欲セバ、衆人ノ情ニシタガウベキカ」と明快な回答をしなかったが、それも当然のことであった。このような問題は、地下官人である自分が口出しすることではなく、「宿老、評定衆、公人」等の武家の衆議に諮るべき問題であるとは是円は回答したのである。

本書の膝下法（三〜六条）からも窺えるように、長い戦乱が続き、都も荒廢するなかで、一日も早い秩序の回復が求められていたのである。天皇親政の政権が瓦解し、新たな政治の枠組みが模索されるなかで、尊氏が果たすべき役割は大きかった。本書の是円跋文に「方今諸國之干戈イマダ止マズ、モットモ踰踰アルベキカ。古人曰ク、安キニ居テナホ危フキラ思フト。今危フキニ居テナンゾ危フキラ思ハザルカ」と記されているように⁽⁴⁸⁾、全国の戦乱が終息しないときだからこそ、公武融和政権を樹立し、万人帰仰の政道を実施することが求められたのである。

「遠クハ延喜・天曆両聖ノ徳化ヲ訪ヒ、近クハ義時・泰時父子ノ行状ヲモツテ、近代ノ師トナス」という跋文は、公家は延喜天曆の治を、武家は、承久の乱以降の政治体制をめざすことよって、公武連携の秩序ある社会を実現しうることを述べたものであった。延喜天曆の治については、後醍醐天皇も、天皇権力を掣肘するものがない理想の時代として賞賛していたのであるが、公家社会における一般通念からすれば、延喜天曆時代は、文運が興隆し、儀礼・儀式が整い、人事が適切で宮廷秩序が保たれていた無為の時代であった。この一般論に従って是円が述べていることはいうまでもない。

ところで、新制の制定にあたり、尊氏が、敢えて公武の有識者に諮詢したのは、なぜなのだろうか。それは、公武の徳政観に差異がなくなっていたことがやはり大きいのではないだろうか。

十三世紀後半に六波羅奉行人齊藤氏によって著された「御成敗式目」の注釈書「関東御式目」にも、徳政についての言及がある。すなわち、「御成敗式目」も政道の至要を明らかにしている点では律令法と同じであるとした上で、六波羅奉行人齊藤氏は、「政之大意至要」すなわち徳政について、次のように説明する。

君臣皆賢ナラハ勿論、君臣賢愚ノ間何カ可ニ勝計シ哉。上ノ之所レ好ム下亦従フ、君賢ナラハ臣賢ナルヘシ、臣賢ナレトモ君暗キ時無シ治術、(中略)君臣文武共ニ陰陽ニ象ル、天ノ四季寒暑ヲナス様ニ上下和合シテ賞罰ヲ明シ、正直ヲ先トシテ堯舜ノミヨラズ耳延喜天曆上世ニモ、反リ、源右幕下、武州禅門ノ徳政ニモ違哉。⁽⁵⁰⁾

武家奉行人の語る右の如き徳政観を中原是円のものと比較してみると、右の「上ノ好ム所、下亦従フ」(したがって上に立つ者は無欲であれというもの)、「君賢ナラハ臣賢ナルヘシ」は、本書第一一・一二条に通ずるものであるし、「(君臣文武が)上下和合シ」、「賞罰明ラカニシ」、「正直ヲ先トス」もやはり本書第一三・一四条に通ずるものであった。つまり、公家法曹が李の指針として勘申した内容は、十三世紀後半に武家奉行人が徳政として列挙した内容に近似するものだったのである(堯舜の治、延喜天曆の治、北条泰時の徳政を理想としたという点でも両者には共通点がある)⁽⁵¹⁾。

本書を勘申した公家法曹中原是円も、正和元(一一三二)年に式目注釈書たる「是円抄」を著している。是円の場合は、公家法曹の立場から、律令法と「御成敗式目」との関係を考え、次の様に述べていた。

格制者、是雖破_レ律令_一、皆為_レ律令条流_一。式目者亦雖_レ非_レ法意_一、終歸_レ法意之淵奥_二云々_一。⁽²⁰⁾

式目と律令法との関係を格と律令との関係に準えて、律令を破る格が、律令の「条流」であるように、「御成敗式目」の法解釈が律令法に反するよう見えても、その趣旨は律令法と矛盾するものではないと述べている。その基本的な考え方に基づき、式目は、律令格式の正文を引いて、式目の注釈を行ったのである。中原是円は、律令法の法理をもつて武家法を理解しようとしたのであった、これは同時に、武家法を律令法と関連づけ、当時の生きた法として解釈適用し、法実務に生かそうという積極的な試みでもあったはずである。自らがその立法に関与した武家新制を明確に格として位置づけたのも、その意識の現れであつたといえないだろうか。

おわりにかえて

以上の考察から、明らかにになったことは、次の二点である。

- (1) 本書第二項「政道之事」は、足利尊氏の諮詢を受けて、建武三年十一月付で提出された明法家中原是円・真恵連署の徳政意見に過ぎない。

(2) この徳政意見は、武家新制案として徴召されたものであり、「人衆」をはじめとする他の有識者からも徴召されてはいたはずである。

- (1) (2)ともに既に萩野由之氏の「建武式目弁」において指摘されていたことであり、明治二十五年の萩野説の妥当性を確認したに過ぎない、幕府の設置場所と新制の立法内容について、尊氏から諮詢があり、それに対して答申したのが本書であつた。複数の答申のなから、尊氏は是円のものを選択し、武家新制として立法したのである。佐藤氏は、本書の立法化について、「答申の趣旨内容を盛り込んだ法令を制定して公布するのが常識的には当然の方式と考えられる」としながらも、弘安七(一一八七)年五月二十日付の「新御式目」三十八箇条の如き先蹤がある以上、本書も答申書そのままの形で公布されたと考えて良いと主張した。しかし、佐藤氏が本書の先蹤とされた「新御式目」については、近年、佐々木文昭氏が、これは法令ではなく二通の意見状を併せたものに過ぎないことを見事に論証されている。⁽²¹⁾「新御式目」も翌月十二日の関東新制発布の準備のために徴召されたものだったのである。かく佐藤説を否定するにしても「建武式目」十七箇条の逸文をみる限りでは、ほぼ本書のままの形で採択され発布施行されたと考えざるを得ない。

だが、その場合においても、第一項「鎌倉如レ元可為レ柳宮」歟、可_レ為_レ「他所」否事」をはじめ、第二項の序・跋は削除されたはずである。武家新制の形式になじまないからである。現在伝存する数本の室町期の写本にはすべて第一項と序・跋が存するところから、先学はこのままに立法施行されたと考えるが、この見解には賛同できない。恐らく、是円意見状は、新制発布の経緯を語るものとして残されたのであろう。⁽⁵⁾ところが、意見状と新制の違いに気づかぬ何者かが、その写本に「建武式目」という法典名を書き加えた為に誤解が生じ、本書を発布施行された法令そのものとする誤った認識が広まった、というのが私の仮説である（当然のことながら、巻末の「人衆」八人の名も原本にはない追記であろう）。

残念ながら尊氏が武家新制を発布したのが何時なのかという点については明らかにしえない。中原是円が意見書を勸申したときには、尊氏は、既に光明天皇を擁立しており、武家新政権の樹立を待つばかりであった。武家新制が征夷大將軍もしくは執権の名のもとに公布されていたことを考えれば、やはり尊氏の場合も征夷大將軍就任時に、新將軍の名のもとに新制を発布せんと考えていたのではないだろうか。尊氏が、徳政意見と併せて、幕府の設置場所についても諮詢したのは、新政権発足を

睨んでのことであつたはずである。

註

- (1) 『新版角川日本史事典』「建武式目」の項（角川出版、一九九六年）。
- (2) 『中世法制史料集』^{第2巻}（岩波書店、一九五七年）四二二頁の解題参照。
- (3) この「建武式目」は本書第一〇条「固可被止賄貨事」を指す（『中世法制史料集』^{第2巻}）（岩波書店、一九六五年、二七七頁）。
- (4) 『中世法制史料集』^{第2巻}（岩波書店、一九五七年、四二二頁）。
- (5) 以上、『統々群書類集第七』（統群書類従完成会、一九六九年）。
- (6) 萩野由之氏「建武式目の弁」（『法政論纂』國學院、一九〇三年、初出は一九九二年）。小中村清矩氏『日本古代法典』卷四緒言（萩野由之等編、博文館、一九九二年）。池邊義象氏『日本法制史』（博文館、一九二二年）。
- (7) 小宮山、栗田両氏の所説は、萩野由之氏「建武式目弁補正」（前掲『法制論纂』）所引。宮崎道三郎氏『宮崎先生法制史論集』（中田薫編、岩波書店、一九二九年、初出は一九九三年）。三浦周行氏「歴代法制の公布と其公布式」（『法制史之研究』岩波書店、一九一九年、初出は一九〇一年）。
- (8) 中田薫氏『日本法制史講義』（大正二〇・二一年の講義録）（創文社、一九八三年）。田中義成氏『南北朝時代史』（講談社学術文庫本、一九七九年、初出は一九二二年）。溝川政次郎氏『日本法制史（上）』（講談社学術文庫本、一九八五年、初出は一九二八年）。石井良助氏『日本法制史概説』（創文社、一九四八年）。
- (9) 牧健二氏『日本法制史概論』（弘文堂、一九三五年、一七〇頁）。
- (10) 註（2）前掲書四〇八頁。

- (11) 註(2) 前掲書四〇九頁。
- (12) 註(2) 前掲書四〇八頁。
- (13) 註(2) 前掲書四〇九頁。
- (14) 水戸部正男氏「建武式目について」(『法制史研究』15、一九六五年)。
- (15) 以上、註(14) 前掲論文二七頁。
- (16) 『シンプジウム 日本歴史8 南北朝の内乱』(学生社、一九七四年)。
- (17) 註(17) 前掲書二六頁。
- (18) 註(17) 前掲書二七頁。
- (19) 註(17) 前掲書二四頁。
- (20) 註(17) 前掲書二四頁。
- (21) 註(17) 前掲書二四頁。
- (22) ただし、本書を著した「是円」が中原是円であることを最初に指摘したのは三浦周行氏(註(7) 前掲論文)である。
- (23) 今江廣道氏「建武式目の署名者、是円・真恵の出自」(『日本歴史』第三五七号、一九七八年)。
- (24) 註(17) 前掲書。
- (25) 『週間朝日百科日本の歴史12 中世Ⅱ①後醍醐と尊氏 建武の新政』(朝日新聞社、一九八六年、二二頁)。註(17) 前掲書一五頁以下の説明も参照された。
- (26) 紙幅の都合で具体的に史料を挙げることはしないが、鎌倉時代の公武新制の内容については、水戸部正男氏「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)を参照された。
- (27) 『平戸記』(増補史料大成本) 延応二年二月二〇日条。
- (28) 『平戸記』(増補史料大成本) 寛元三年二月一〇日条。
- (29) 註(14) 前掲論文二七頁。
- (30) 鎌倉幕府による戦後処理策については「御成敗式目」第一六条「承久兵乱時没取地事」に記されている。
- (31) 註(16) 前掲書(補注) 四四五頁。
- (32) 「北畠顕家奏状」第七条「可被除無政道之益萬直輩事」(『中世政治社会思想下』岩波書店、一九八一年) 参照。
- (33) 註(14) 前掲論文二〇頁。
- (34) 兵藤裕己氏「太平記(よみ)の可能性 歴史という物語」(講談社、一九九五年、九三頁)。
- (35) 註(14) 前掲論文二四・二七頁。
- (36) 建武政権を批判した『二条河原落書』に「キツケヌ 冠上ノキヌ」
「持ノナラハス 笏持テ内裏マシワリ珍シヤ」
「バサラ 扇ノ五骨、ヒロシヤセ馬薄小袖」
「関東武士ノカコ出仕、下衆上臈ノキハモナク、大口ニキル美精好」と記されている様に、当該期特有の過差を禁ずる趣旨であったのである。
- (37) これについても『二条河原落書』に「茶香十種の寄合モ鎌倉釣ニ有鹿下都ハイトド倍増ス」
「京鎌倉ヲコキマセテ、一座ソロワスエセ連歌、在々所々ノ歌連歌、点者ニナラス人ソナキ、譜代非成ノ差別ナク、自由狼藉ノ世界也」と記されており、当時の状況が看取できる。
- (38) 「北畠顕家奏状」第五条「可被開臨時行幸及宴飲事」(註(32) 前掲書)。
- (39) 『類従三代格』巻第一、「格式序」(新訂増補国史大系本)。
- (40) 『類従三代格』巻第一、「貞観格序」(新訂増補国史大系本)。
- (41) 新制の語義については、野田武志氏「新制について」(研究史の整理と史料の再検討) (『國學院法研論叢』第二十七号、二〇〇〇年)を参照された。
- (42) 公家新制の発布手続きについては、奥田環氏「九条兼実と意見封事」(『川村学園女子短期大学紀要』第一号、一九〇年) 稲葉伸道氏「新制の研究—徳政との関連を中心に—」(『史学雑誌』第96篇第1号、一九八七年)等を参照された。
- (43) 貞永元年に幕府の裁判規範集を、関東式条(『諸司式』)とよぶことを

憚って、御成敗式目と改名した幕府であったが、延応二年以降、自分の達たつの立法したものを「新制」「制符」(「格」と呼ぶようになった)のである。

(44) 武家新制の公布手続きについては、佐々木文昭氏「中世公武新制の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年)を参照されたい。

(45) 佐々木文昭氏註(44)前掲書第二部第一章を参照されたい。ただし、その条文構成に対する評価は、氏と見解を異にする所もある。

(46) 註(23)前掲論文。

(47) 「雑訴結番所交名」(統群書類従)第三十一輯下雑部、統群書類従完成会、一九五八年)。なお、武家法曹たる明石、大田、布施の三名のなかに六波羅奉行入身者はおらず、いずれも元は関東奉行人であったと森幸夫氏は指摘する。立法府であった関東で活躍していた奉行人の経験や知識が「建武式目」制定の際に求められたからではないかと氏は推測されている(同氏「中世の武家官僚と奉行人」(同成社、二〇一六年、一三五頁。初出は二〇一三年)。

(48) 「古人曰」については、『春秋左氏伝』卷一五「壤公十一年」にも「書二曰ク、「安キニ居テハ危ウキヲ思ヘ」ト思ヘバ即チ備ヘアリ。備ヘアレバ患ナシ」とある。

(49) 延喜・天曆の治については、林陸朗氏「所謂「延喜天曆聖代説」の成立」、戸田秀典氏「延喜・天曆の政治、所功「律令時代における意見封進制度の実態―延喜天曆時代を中心として―」(いずれも古代学協会編「延喜天曆時代の研究」(吉川弘文館、一九六九年)所収)等を参照されたい。なお所論文で指摘されている様に、後醍醐・村上天皇は、意見封事を盛んに徴召し、善政を施さんとした天皇としても知られていたのである。

(50) 『中世法制史料集別巻補遺』(岩波書店、一九七八年、三〇頁)。「関東御式目」については、義江彰夫氏「『関東御式目』作者考」(石井進

編「中世の法と政治」(吉川弘文館)を参照されたい。

(51) 堯舜の政については、本書第一五条において言及されている。

(52) 註(50)前掲書五五二頁。

(53) 新田一郎氏は、公家法と武家法を融合・接合させ、適用させようという動きが十三世紀の在地社会で活発化し、公武を隔てぬ「公方の法」、「平均の法」といった概念が生じたことを指摘し、「公家法」と「武家法」との差異が意識されなくなったことを指し、「公家法」と「武家法」の法曹が、律令法と「御成敗式目」を関連づけようとしたのも、当時の法意識の現れではないかと指摘する。「式目」と「律令」を觀念のレベルで接合しようとする法意識の登場」とする。同氏「日本中世の社会と法―国制史的変容」(東京大学出版会、一九九五年)。ただし武家側が、武家法を律令法学のなかに位置づけようとしたのは、決して新しいことではなかったと私は考えている。

(54) 佐々木文昭氏「関東新制補考―鎌倉幕府における「意見(状)」を通して―」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』第五二号、二〇二〇年)。

(55) たとえば、「御成敗式目」の写本を参考にこのことを考えてみよう。現在、貞永元年立法時の原式目の写本は一本も伝存しない。現在古写本として伝わるのは、すべて増補修正本の写本であるのだが、なぜかそれらの写本には、原式目の立法者北条泰時の書状が併せて書写されているのである。この北条泰時書状は、貞永元年の制定直後に式目制定の経緯を六波羅探題(北条重時)に伝えたものであり、式目の理念がよくわかる内容となっている。したがって式目が書写される際に、本法の立法趣旨を語るものとして泰時書状も併せて書写されていたのであろう。